



幸手市学校跡地利活用基本方針

令和7年3月
幸手市

目 次

1	背景・目的	1
2	学校施設の基本情報	2
3	学校跡地利活用の基本的な考え方	4
4	学校跡地利活用における優先順位	5
5	学校跡地利活用に当たっての配慮事項	6
6	学校跡地利活用検討の進め方（フロー図）	7

1 背景・目的

本市の児童生徒数は、昭和 57 年度の 9,687 人をピークとして、年々減少しています。令和 6 年 5 月 1 日現在では 3,039 人と、ピーク時の約 3 分の 1 まで減少しており、小・中学校の小規模化が進んでいる状況です。

このような中、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した魅力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことが求められています。子どもたちがいきいきと育つ、より良い教育環境づくりを目指し、教育委員会において、令和 5 年 7 月に「幸手市立小・中学校適正規模・適正配置等に関する基本方針」を策定しました。

同方針に基づく学校再編により権現堂川小学校、吉田小学校、八代小学校及びさかえ小学校が令和 9 年 3 月 31 日をもって閉校となりますが、「児童数の動向を注視しつつ、状況に応じて学校再編の適否について検討するもの」としており、今後も学校跡地が発生する可能性があります。

学校再編に伴い生じる跡地については、行政需要や重要施策を踏まえつつ、「幸手市公共施設等総合管理計画」や「幸手市公共施設個別施設計画」に基づき、施設の方向性を検討していくこととなります。

しかしながら、学校は地域のコミュニティの場ともなっており、地域社会とのつながりが深い施設であるため、公共施設として市が利活用するのみならず、公共・公益的団体や民間事業者等への貸付・売却をする際には、地域の意向を十分に配慮し、地域の活性化に向けて取組む必要があります。

本方針は、学校施設の跡地利活用を検討するに当たり、財政状況や各種計画との整合性を図り、地域の意向や民間事業者等のニーズを踏まえつつ、跡地の有効活用の可能性を検討し、学校跡地利活用計画を策定するための基本的な考え方や検討の進め方などを定めるものです。

2 学校施設の基本情報

市内小・中学校については、全ての施設で建築年から30年以上が経過しています。

跡地利活用については、耐用年数など、施設の状況に応じて検討する必要があります。

(1) 小学校

施設名称	建築年(年)	構造(造)	延床面積(m ²)	耐震改修	都市計画区域	防災活動拠点
幸手小学校	1968	RC	7,483.87	済	市街化区域	指定避難所
行幸小学校	1977	RC	4,521.62	済	市街化調整区域	指定避難所
上高野小学校	1974	RC	5,077.61	済	市街化調整区域	指定避難所
権現堂川小学校	1985	RC	3,751.37	不要※	市街化調整区域	指定避難所
吉田小学校	1984	RC	4,441.68	不要※	市街化調整区域	指定避難所
八代小学校	1983	RC	3,841.25	不要※	市街化調整区域	指定避難所
長倉小学校	1975	RC	5,895.62	済	市街化調整区域	指定避難所
さかえ小学校	1976	RC	6,148.51	済	市街化区域	指定避難所
さくら小学校	1982	RC	6,283.82	不要※	市街化調整区域	指定避難所
旧香日向小学校	1990	RC	6,351.98	不要※	市街化区域	指定避難所

※新耐震基準のため耐震改修は不要

(2) 中学校

施設名称	建築年(年)	構造(造)	延床面積(m ²)	耐震改修	都市計画区域	防災活動拠点
幸手中学校	1968	RC	9,008.97	済	市街化区域	防災地区拠点
西中学校	1978	RC	9,249.53	済	市街化調整区域	防災地区拠点
東中学校	1978	RC	5,989.25	済	市街化調整区域	防災地区拠点

(幸手市公共施設個別施設計画より一部抜粋)



図 学校施設位置図

3 学校跡地利活用の基本的な考え方

学校跡地を有効に利活用するためには、市における重要施策や財政状況、各種計画と整合性を図る必要があります。

また、幸手市公共施設等総合管理計画においては、「施設の集約化・複合化に伴い生じる廃止施設や未利用地等については、資産の利活用の最適化及び維持管理費の負担軽減を図るため、解体、売却、譲渡等を基本として、今後の方向性について検討していきます。」としています。

一方で、学校は地域のコミュニティの場となっており、地域社会とのつながりが深い施設であることから、施設の解体、売却、譲渡のみならず、行政や民間事業者による利活用等の視点や地域住民からの意向を踏まえる必要があります。

このため、学校跡地利活用の基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針① 行政需要に対応した利活用

学校跡地は、市の貴重な財産であることから、「幸手市総合振興計画」等の各種計画や重要施策などを踏まえつつ、市民全体の利益となるような利活用を検討します。

基本方針② 地域の意向を踏まえた利活用

学校は、教育の場というだけでなく、地域住民にとっては様々な交流の拠点であり、緊急時の避難場所でもあります。そのため、跡地の利活用に当たっては、学校と地域社会とのつながりや果たしてきた役割などを踏まえ、地域の意向に配慮します。また、地域特性に合わせた利活用を検討します。

基本方針③ 民間事業者等による利活用

民間事業者等による利活用については、事業者等の健全性、事業内容の安定性・持続性ととともに市や地域へ与える影響などを十分考慮し検討します。

4 学校跡地利活用における優先順位

学校跡地の利活用に当たっては、市の課題解決や重要施策の実現を優先しますが、地域課題などにも十分留意し、賑わいの創出など地域の活性化を図ることができるような利活用方法を検討します。

優先順位① 市の政策における利活用

市による行政目的での利活用については、事業コストや採算性を十分考慮し、民間活力の活用を図るとともに、質の高い効率的なサービスの提供を目指した施設の整備及び運営を検討します。

ただし、市による利活用が当面見込めない場合でも、将来的な集約・複合化や改築時の代替用地としての利活用や、賑わい創出の観点からの利活用が見込める場合には、一定期間市が保有し続けることも視野に入れます。

優先順位② 公共・公益的団体等による利活用

他の公共団体や、福祉・教育・医療機関、公益的団体等が事業を行うなどの需要があり、地域連携や地域貢献の効果が期待できるなど、学校跡地の利活用に適したものである場合には、売却のほか貸付も含めた利活用を検討します。

優先順位③ 民間事業者による利活用

上記①②による利活用が見込めない跡地については、民間活力を活用することにより、雇用の創出など地域経済の活性化を図るとともに、売却のほか貸付も含めた利活用を検討します。

5 学校跡地利活用に当たっての配慮事項

学校跡地の特性などに配慮し、「3 学校跡地利活用の基本的な考え方」に加え、以下の事項にも十分留意していくこととします。

留意事項① 法の規制

学校から別の用途へ転用する場合は、建築基準法や都市計画法などの規定に留意します。

また、市街化調整区域内にある学校については、都市計画法により建物用途が限定されるため、跡地利活用に当たっては特に留意します。

留意事項② 地域防災への配慮

幸手市地域防災計画においては、学校施設のうち中学校が「防災地区拠点」、小学校が「指定避難所」に位置付けられており、地域防災の拠点施設でもあることから、跡地利活用の検討に当たっては、防災活動拠点としての機能面への配慮も行います。

留意事項③ 暫定利活用の検討

学校施設やグラウンドは、地域への開放を通じて、スポーツの振興の場や地域コミュニティなどの活動の場としての役割も果たしてきました。したがって、本格的な跡地利活用に至るまでの期間については、地域の意向に配慮しつつ、一時的な行政需要への対応や民間事業者への貸付などの暫定利用についても検討します。

6 学校跡地利活用検討の進め方（フロー図）

